

# 本迹論をめぐる一考察

— 日隆聖人の本迹論を観点として —

株橋祐史

一  
日蓮聖人の教学においては、

法華經に又二經あり。所謂迹門と本門となり。本迹の相違は水火天地の違目也。例せば尔前と法華經との違目よりも猶相違あり。……今本門と迹門とは教主已に久始のかわりめ、百歳のをきなと一歳の幼子のごとし。弟子又水火也。土の先後いふばかりなし。而ルを本迹を混合すれば水火を弁えざる者也。<sup>01</sup>

と本迹の相違を論じて、本迹を混合しないように注意することを力説されている。このことはすでに周知のことであるが、宗祖（以下これに準ず）が本迹を論ずること自体に、末法の一切衆生という下機を救済するための本尊・修行が顕されるのであるから、本迹論は宗祖の教学全体にかかわる重要な要素であると思われる。故に単なる教学上の形式論ではなく、宗祖独自の一切衆生救済の理論と実践とを認識するためには欠かすことのできない根本的かつ多面的な性格を有した論理である。これはそのまま宗祖独自の法華經理解、すなわち本門に立脚した法華經解釈と天台智顛・妙楽湛然を初めとする他の諸師の見解との相違を明確に示すための基準ともいふべき思想であるとい

うことができるのである。

宗祖滅後室町期の日蓮教団において、本迹一致・勝劣の論争の興起が教団分派の要因のひとつと考えられていることは衆多の存知する事実であって、一致・勝劣論の形態の分類については、すでに先学の検討整理が多数存在しているからここでは触れないが、この本迹論争が、宗祖の教義内容を積極的に把握する方法論であったことを踏まえて、小論においては、室町期において、本迹の勝劣を主張した代表的な教学者といわれる慶林坊日隆聖人（一三八五—一四六四）の本迹論を検討整理することによって、「本」とは何か、「迹」とは何かの問題点を明確にして、宗祖の本義をあらためて認識し本迹論が衆生にとってどのような意味を持つものであるのか、という問題点を知り手掛りしたいと思います。

二

日隆聖人（以下降師と略称）の教学の方法論が天台宗の教学と宗祖の教学の分別整理にあることはすでに注意されているところである。大平宏龍先生によれば、『法華天台両宗勝劣抄』（以下『四帖抄』と称す）によってその教学の方法論が示され、これ以後の著作は、『四帖抄』に示された方法論を対象を変えて応用されたものであるとの私見を挙げられている。<sup>2</sup>

降師においては、天台宗と宗祖の教義を分別する上で、本迹を論ずることは、最重要なことであると認識されており、その著述によって天台宗は本迹一致、日蓮宗（法華宗）は本迹勝劣という一貫した思想が伺える。一例を挙げれば、『四帖抄』には、①両宗の化儀の不同、②天台智頭の本書と宗祖の御抄の不同、③四教五時の不同、④約教釈と本迹釈の不同、⑤中古の天台学者の謬解の破斥、⑥迹門解行と本門易行の不同、⑦開会の不同、⑧機根の不

同等と章立てて、それぞれのテーマに本迹勝劣の観点より台当の異目を委悉に論じているのである。中でも第一帖第二の「天台と日蓮との本書御抄不同の下」の「天台玄文止の本意は本迹一致を以て宗旨と為し、日蓮宗の本意は本迹勝劣を以て宗要と為す。両宗の不同の事」という表題を見れば一目瞭然であろう。また「本迹勝劣と云ふは法華宗の寿命なり。」との説示によっても、隆師は日蓮義を明らかにするため本迹を論ずることをいかに重視していたかが理解できるのである。

隆師によれば、

下種種子を顕さんが為なり。下種の本尊既に本門八品にあり。此の八品所説の下種の本尊を顕さんが為に堅く本迹勝劣を云ふなり。

と示すように、本迹勝劣を論ずるのは下種種子を顕すためであり、これはとりもなおさず末法における下種の本尊を顕すためであると結論づけているのである。

### 三

本迹法門というのは、周知のごとく天台智頭に始まるものであるが、隆師はこれをどのように理解し宗祖の義として展開したのであるか。それを知るためには、智頭（以下これに準ず）の本迹思想を端的に示す六重本迹に対する隆師の解釈について検討しなければならない。

智頭の六重本迹は、『法華玄義』（以下『玄義』と略称）巻七において本門十妙を解説するにあたって、実相を中心として六重の積義によって本迹の意義を示したものである。六重本迹の積義の中でも、体用・実権・已今において智頭独自の本迹の概念が看取されよう。その主眼とするところは、第六の已今本迹であって、已今の対釈によつ

て今説の本時の經意が已説の迹中の經意と全く異なることを示すことにある。故に隆師の本迹の義を知るためには第六已今本迹に対する解釈を見ることが必要である。

隆師はその主著たる『法華宗本門弘經抄』全一一七卷（以下『弘經抄』と略称）の第五卷において、本門十妙を解釈するところに三つのテーマ<sup>⑦</sup>によって六重本迹を積している。故に今ここでは『弘經抄』巻五の所説に従って内容を整理してみた。

先ず、

第六已今本迹とは已は迹なり今は本なり。謂く初め華嚴より安樂行品に至る諸經に已に理事理教修行体用実権を説くことは皆悉く迹なり。今經涌出品已下の本門に今理事乃至実権を説くは皆是れ本なり。之に依つて籤の七に云く始め理事より已今に終わるまで六重の本迹あり前の五重は已に通じ本に通じ迹に通ずと云ふ<sup>⑧</sup>とある。これを『玄義』の本文に照合すれば、

六に今已に約して本迹を論ぜば、前来の諸教の已説の事理乃至権実は皆是れ迹なり。今經に説く所の久遠の事理乃至権実は皆名けて本と為す<sup>⑨</sup>。

と。隆師は「前来の諸教の已説」を華嚴經より法華經安樂行品とし、その中に説かれる理事乃至実権を迹として、「今經に説く所の久遠の事理乃至権実」を法華經涌出品以下本門所説の理事乃至実権を指してこれを本としていることが理解できる。またこの六重本迹の前五重と第六重の取り扱いについては、妙楽同様に六重本迹は第六已今本迹の観点よる見るべきとして、已今本迹の概念に注意を払っている。さらに今本已迹の旨を明確にするために、「寿量を指して名ずけて今本と為す」と『釈籤』巻七の文を挙げるのである。前五重と第六已今本迹との関係は、理事・理教・修行の各本迹は本仏の因行について論ずるものであり、体用・実権の本迹は因行による得果たる仏身

について論ずるものであるから、前の五重は三因二果であって、第六の已今本迹の概念によって判出されるものである故に、

前の五重は三因二果の故に義、体なり。第六の已今は能詮の法相なり。教なり、經なり<sup>10)</sup>。

と、前五重は所詮の義・体であり、第六重は能詮の法相すなわち「教なり、經なり」であるという能詮所詮の關係が成り立つものであるとしている。この能詮所詮の關係は、妙葉の、

第六の已今の一重を以て前の五重に本有り迹有ることを判す<sup>11)</sup>。

を根拠としているのである。この故にさらに已今本迹の立脚点を鮮明にする意味で、

籤の七に云く、若し已今を識らば即ち余の五を知らん<sup>12)</sup>云云。

かような観点より、さらに已今本迹を展開させて、尔前迹門已説の説相に迹門十妙を撰し、今説たる今經本門の説相に本門十妙を撰した已今本迹を構成して、これらの已今本迹を所判、三種教相を能判とすると、三種教相の中の初二重の教相によれば、已説迹門の意の已今本迹が成立し、第三の教相によれば今説本門の意の已今本迹が成立するとしている。このとき、已説迹の意の已今本迹にも迹本二十妙が撰せられており、今説本門の意の已今本迹にも本迹二十妙が撰せられているのである。又十重頭一・十重頭本にこの論理をあてはめていえば、十重頭一は已説迹門の意をもって法華經本迹二門の力用を解説したもの、十重頭本はそれを今説本門の意をもって解説したものであるという。その上でこれらの本迹の中のそれぞれの本迹二十妙を已今本迹の概念によって解釈すれば、そこに導き出されるものは、已説の迹門の立場の本迹二門の種脱と今説本門の立場の本迹二門の種脱であって、今説本門の立場より法華經本迹二門の種脱を論ずることが、第六已今本迹の実義であり、ここに宗祖の本迹義が存するので

あるとしている。

すなわち、隆師においては、法華經本迹二門ともに迹門の観点に立つ已今本迹の上に、さらに法華經本迹二門ともに本門の立場に立つ已今本迹を論じ、この二つの已今本迹についてあらためて、已今を分かち、迹門を観点とする已今本迹を「已説」とし、本門を観点とする已今本迹を「今説」として、本迹を判じ、本門の意の種脱を論ずるところを已今本迹の義であるとするのである。この意を図示すれば、

原意



隆師の展開



能判—三種教相



となるのである。

かかる解釈は、妙楽が已今本迹の釈義において示唆しているところである。今それを引けば、

若し初めの本に望めば則ち応に已今の不同を簡ぶべし。法華已前の諸経の已今は仍ほ迹に属す。今経に明かすところは真に久遠の本を明す。即ち是れ已説の已今を迹となし、今説の已今を本となす。方に是れ実説なり。<sup>013</sup> というが如きである。

#### 四

前述において、隆師の已今本迹における釈義を検討したのであるが、かかる本迹の概念を「体用本迹」と「久遠本迹（あるいは久近本迹）」という語を用いて、天台と宗祖の本迹について分別を加えて示している。この「体用本迹」と「久遠本迹」という語は隆師の著述の中にはしばしば使われるものであって、一例を挙げれば、

まず本迹において重重これあり。謂く体用本迹と久近本迹となり。<sup>014</sup>  
とも、

本迹において二意あり。体用本迹は法中論三の三身なる故に熱脱を論じて止観一部に之を移す。天台外適時宜の辺に之を用いて宗要となすなり。久遠の本迹は種子下種を論ず。その教主は報中論三の三身なり。故に天台は内鑑冷然して止観の本理三千の裏に秘して之を沈む。遠く末法下種の時機を鑑照して日蓮大士の己心に移す。

己心の本尊是れなり。<sup>015</sup>

とも説かれるところである。ここで理解できることは、迹門の意の本迹たる「体用本迹」は法中論三の三身を根拠として熱脱を論ずるものであって、その修行は『止観』一部に説示される観法であり天台宗の説、本門の意の本迹

たる「久遠本迹」は報中論三の三身を根拠として種子下種を論ずるものであって宗祖の説、との分別である。そこでこの二つの本迹の概念を隆師の所説に従って整理してみたい。

まず「体用本迹」とはもともと智顛の『玄義』巻七所説の六重本迹の中のひとつであって、今本文を挙げれば、四に体用に約して本迹を明さば、昔最初に修行し理に契ふに由て法身を証することを本と為す。初めて法身の本を得るが故に体に即して応身の用を起す。応身に由って法身を顯すことを得。本迹雖殊不思議なり<sup>06</sup>である。すなわち、昔仏が最初に修行し本理に契って法身を証得することを本とし、この法身の本より起る応身の用を迹とする概念である。この概念をもとに隆師は「体用本迹」を単に六重本迹の一つとしてではなく、法身実相を根本主体とする法華經の解釈をあらためて「体用本迹」であると規定し、天台教学にはじまる迹門を立脚点とした本迹の概念であるとするのである。この「体用本迹」は得果たる仏身において論ずる本迹であって、法身と応身を観点として成り立つものである。法身は本理に契うものでないという『文句』九の所説をもとに、法身と応身とを合して衆生に応同するのみで迹があっても本理に契うものでないという『文句』九の所説をもとに、法身と応身とを合して本迹を立てるといふものである。法身を本として中心主体とすることは、理実即ち諸法実相を實體とするものであるから、

この法身理本を以て第十仏界となして界如三千を成ず故に理の三千と名く。止観には本理の三千と号し、治病抄には彼は理と云ふ。さればこの本理の三千、体用本迹の意は理を以て本門の主となす故に本迹一致なり、止観一部の意、迹門流通天台宗の本意是れなり。この本迹は一切衆生の熟益とはなるといへども下種とはならざるなり。<sup>07</sup>

と、法身実相を仏界として界如三千を成り立たせるので理の三千と名くこと。『止観』においては、この理の三千

を本理の三千として十乗観法の所観の境とすること等が理解できる。『止観』においては、『玄義』『文句』において権実本迹を説示していても、観心を成ずる時には、蔵通別の権と円教の実との権実の絶理の妙を対境とし、十乗観法によって開未開共同の円頓止観を詳説して法身実相、界如三千の本理を己心中に観ずるものであるとするのである。

かように実相を根本とする以上久遠本門の実相と今日迹中の実相とは、観法の対境という点でその体は同体であつて、本迹一致であるとするのである。故に、

此の実相の体において久遠本門の実相と今日迹中の実相とは同体也。籤の一に云く「本中の体等は迹と異らず」といい、記の十には「二門の体両所殊ならず」といへり。此らは久近実相理等しと判ぜらるなり。此の如きの本迹は名は本迹、義は権実なり。本迹とは云へども仏母実相の上の本迹にして一經三段門の本迹なり。此れ則ち所頭の本迹なり。此の本迹は迹中之本にして其の体権実也。故に知りぬ。本迹実相一致といはれさらに相違あるべからざるものなり。<sup>18)</sup>

と、この本迹は名のみであつて権実を实体とするもので、所頭の本迹であつて日蓮義における能頭の本迹ではないとし、本迹は不思議一であるとするのである。

上述のように実相法身を法華經本迹二門の根本主体として、成立する本迹を括て「体用本迹」とし、これは天台宗の本意であつて、十乗観法を能観の観法とするので智者の行解であり、一切衆生のためには、熟脱の二益とはなるもの下種益とはならないとするのである。

次に「久遠本迹（または久近本迹）」とは、

久遠の本迹は種子下種を論ず。その教主は報中論三の三身なり。故に天台は内鑑冷然して止観の本理三千の裏

に秘して之を沈む。遠く末法下種の時機を鑑照して日蓮大士の己心に移す。己心の本門の本尊是れなり<sup>19)</sup>と。あるいは、

今經久遠の本迹は報応に約して之を論ずる故に、事智に約して之を成ず。化道の始終種熟脱に約して過去下種を論ず<sup>20)</sup>

等と説かれているもので、「体用本迹」と同様に仏身を観点として論ずる本迹であるが、「体用本迹」が法身を本とする三身説によるのに対し、これは久成の報仏を中心主体とする三身説によって成り立つもので、本門の立場の本迹説であり、種子下種、過去下種を論ずる宗祖の説であるとするのである。隆師においては、『文句』九の「発迹顕本」を根拠として『開目抄』における報応の顕本を立証して正在報身を論じて、宗祖の顕本の義は報応の二身にあり、中でも報身顕本こそ本義であると<sup>21)</sup>する立場より、

宗義に云く、本迹と云ふは久近を以て実体と為すなり。謂く迹は近なり本は遠なり。久遠を以て本意と為し、五百塵点の劫数摩大久遠の長寿は長く尔前迹門に異なれり。独り本門の冲微なり。文句の第九に云く「発迹顕本の三如来は永く諸経に異なれり」と云へるは寿量品の説相なり<sup>22)</sup>

と、仏の因行の時間的長短を本迹の実体として、久遠を本、近成を迹と分別するところを本迹の実義であるところとらえている。これは妙案が、

時の長短に約して久近と為し、所行の処に約して遠近と為す。成じ已つての化迹を所行の処と為す<sup>23)</sup>

と指摘するところであるが、仏の自行因行の時間的長短を論ずるためには、実際の時間を経過して修因感果し、自行成道する報身仏を根拠としなければならず、寿量品所説の五百塵点の劫数こそが、報身仏が実際に経歴した因行の時間であって、この開顕が永異諸経であるとする。この報身事仏の事本を本果仏界と規定して十界互具を作つて

界如三千を構成したとき事の三千が成立するという<sup>624</sup>。すなわち、『釈籤』の、

本門には本因を以て元始と為す<sup>625</sup>

を根拠に報身事仏の自行因果であるところの本因妙を根源とし、本因妙の行を修し本果妙を感じて本国土妙を顕して、本因本果本国土十界互具依正互融の事具三千が成立するとするのである。この最初成道の報身本仏が従本垂迹の根本仏であって、しかも久遠下種の教主であるから、三世益物の教主であり、滅後末法下種の教主であるとするのである。このように報身仏の因行を観点として時間に捉える本迹を基準とすれば、その化道にも種熟脱の三益にも本迹の分別があるのは当然のことであって、久遠本時における報身本仏の最初下種（久遠下種<sup>626</sup>）を本と規定し根本とするのである。してみれば、「久遠本迹」とは、仏自行の根源、垂迹の根源、化道の根源、得益の根源を詮顯するための本地と迹中の対判であると言わねばならない。故に、  
権実釈を以て熟脱を顕し、本迹釈を以て種子下種を顕す也。故に熟脱は迹中の所作也。下種は常恒に過去に有り。  
諸御抄に三五下種と遊ばさる是也。過去下種は必ず本門の得分也<sup>627</sup>  
と示されるところである。

## 五

ところで隆師が過去下種・種子下種を詮顯することを本迹義の本義とする裏には、

本門流通の意は時国を論ずれば末代也。末代は即ち悪世、悪世には愚人これ多し。愚人は覲行相似に居せず。

但纔に名字の気分也。此の名字初心の行人は「但信法性不信其諸」と云て、法性之源妙法蓮華経計り之を信じ、不受余経一偈と之を行じ、其諸の余経余法をば更に交へざる也<sup>628</sup>

といい、御自身が末代の愚人であり、愚人であるから題目の信行以外に成仏の方法はないとの意識が強くはたらいていることは、本迹判成立にとって重要な要素であると考えられる。それ故、

昔の不軽の所化と今の日蓮大士の御弟子とは俱に末法初心始行の人なる故に或は本門下種の時機なる間権教を交へず、初より直に頓に法華を授く。<sup>99</sup>

とも、あるいは、

本末有善とは不軽の所化、日蓮が御弟子也。此等は初めて下種を成ずる。<sup>90</sup>

ともいい、末法初心始行の人、本末有善の機であるという認識が過去久遠の下種を問う直接の要因なのであろう。

何故なら、過去久遠に下種を被った者すなわち本已有善の機は、たとえ退転し、三五の塵を経ようと、三世諸仏あるいは釈尊の化道を受けて現在に脱を得ることができるのであり。その功はすべて久遠下種に帰するのであるからである。そこで、この久遠下種を本門八品を説いて上行に付し、末法下種の大法として末代に備え、末法の愚人の信すべき本尊・題目としなければならないのである。<sup>91</sup>これは、『観心本尊抄』の

所謂一往見之時、以久種為下種、大通・前四味・迹門、為熟至本門、令登等妙。再往見之、不

似迹門。本門序正流通俱、以末法之始、為詮。在世、本門、末法之初、一同純円也。但彼脱此種也。

彼、一品二半此、但題目、五字也。(定遺七一五)

を根拠としているのである。

おわりに

以上管見限りではあるが、隆師の本迹論に整理を加えてみた。上述のように隆師の本迹の義義は過去久遠下種を詮顯するためのもので、久遠下種を顕すためには報身の事相の上に論じなければならないのである。かかる観点よ

り前述の已今本迹を見れば、

仏に約して義を以て之を論せば過去久遠の已説を本と為し今日一期の今説を迹となすべきなり。<sup>98</sup>  
という再往の解釈である已・本・今・迹が成り立つのである。しかしこれを論証するためには、更なる考察が必要であり、これは向後機会を得て整理することとして稿を終えたい。

- (1) 「富木入道殿御返事」(「昭和定本日蓮聖人遺文」) 一五一―一八頁。
- (2) 大平宏龍稿「日隆聖人の中古天台義批判について」法華宗興隆学林刊、(「法華思想と日隆教学」) 五八一頁。
- (3) 「四帖抄」刊本二四頁。
- (4) 「日隆聖人全集」(以下「隆全」と略称) 八卷三三八頁。
- (5) 「隆全」四卷五二二頁。
- (6) 拙論「天台智顛の本迹思想について」(「桂林学叢」第十四号) 六九頁―七〇頁。
- (7) ①六重本迹一々の形の事。②此六重本迹は迹の意か、本の意か。③日蓮宗の六重本迹の事。
- (8) 「隆全」一卷三〇五頁。
- (9) 「天台宗全集」(以下「天全」と略称)「法華玄義」四卷三七二頁。
- (10) 「隆全」一卷三〇六頁。
- (11) 「天全」「法華玄義」四卷三七三頁。
- (12) 「隆全」一卷三〇六頁。
- (13) 「天全」「法華玄義」四卷三七三頁。

本迹論をめぐる一考察

本迹論をめぐる一考察

- (14) 『隆全』九卷三三九頁。
- (15) 『隆全』一卷三〇七頁。
- (16) 『天全』「法華玄義」四卷二七一頁。
- (17) 『玄義教相見聞』(『桂林学叢』6号別冊)四頁。
- (18) 『四帖抄』刊本二五頁。
- (19) 『隆全』一卷三〇七頁。
- (20) 『隆全』九卷三三九頁。
- (21) これについては株橋諦秀(日涌)稿「日隆聖人の寿量本仏観」(『桂林学叢』5号)四頁以下に詳説されている。
- (22) 『隆全』一卷二二二頁。
- (23) 『天全』「法華玄義」一卷二二七頁。
- (24) 『玄義教相見聞』(『桂林学叢』6号別冊)五頁。
- (25) 『天全』「法華玄義」五卷三六九頁。
- (26) 久遠本時において本仏が下種したものは、総名の妙法蓮華経であることは、「観心本尊抄講義」(株橋日涌著)上巻六五五頁、下巻八一〇頁等にのべられている。
- (27) 『四帖抄』刊本二三頁。
- (28) 『四帖抄』刊本一八頁。
- (29) 『四帖抄』刊本二三頁。
- (30) 『四帖抄』刊本一六頁。

(31) これについては株橋日涌著『観心本尊抄講義』下巻七四八頁以下、大平宏龍稿「宗祖の教相論に関する一視点」(『桂林学叢』11号所収)等に詳しい考察がある。住見。

(32) 『隆全』一巻三〇四頁。